

通所 利用料金表 (1割負担)[改正:R6年6月1日]

1. 保険内料金

(1) 共通料金：ご利用された場合に必ず発生する料金です。

(円/日)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	755	897	1,035	1,200	1,361
中重度者ケア体制加算	22				
リハビリ提供体制加算	26				
サービス提供体制加算 I	24				
合計(日額)	827	969	1,107	1,272	1,433

(2) 個別の料金：該当する場合に個別に発生する料金です。(加算についてのご説明を参照ください。)

①1日単位で発生する料金 (円/日)

入浴加算	43
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	116
重度療養管理加算	106

②月単位で発生する料金 (円/月)

リハビリテーションマネジメント加算21 (同意月~6月以内)	626
リハビリテーションマネジメント加算22 (6月超)	288
リハビリマネジメント加算4	285
科学的介護推進体制加算	43
処遇改善加算V(1)	1か月の総単位数に 6.7%を乗じた単位

(3) 保険内料金補足事項

①上記(1)(2)の金額は、法定単位数に地域加算を乗じて端数処理を行った1割負担の金額を表示しています。

(地域加算: 日立市の地域区分は「5級地」に該当するため、1単位あたり10.55円で計算)

②厚生労働省が定める方法で端数処理を行う関係上、実際のご請求額と若干の差異が生じる場合があります。

2. 保険外料金

(1) 共通料金 (円/日)

昼食費	600
日用品代	150
教養娯楽費	100

(2) 個別の料金 (円/枚)

おむつ	カバー式	130
	パンツ	120
	フラット	50
	パット	30

加算についてのご説明（通所）

入浴介助加算	一般浴槽・機械浴槽の区別なく、入浴した方が対象。
通所リハビリマネジメント加算2	リハビリテーション会議にて計画を報告、見直しをした場合に算定。リハビリテーション会議は1月に1回以上。6月を超えた場合は3月に1回以上実施。
通所リハビリマネジメント加算4	リハビリテーション会議にて、医師が説明を行った場合に算定。
短期集中個別リハビリ実施加算	個別にリハビリを実施した方が対象。退院、退所から3ヶ月以内の利用者を対象とする。
重度療養管理指導加算	要介護3・4・5の方で、手厚い医療管理が必要な方に算定。 (喀痰吸引・ストーマ・経管栄養・褥瘡の治療等)
中重度者ケア体制加算	利用者総数のうち、要介護3以上の方の割合が30%以上の場合に算定。
サービス提供体制加算	介護職員のうち介護福祉士の資格を持った者が70%以上配置されているときに算定。
リハビリ提供体制加算	利用者25名に対し、療法士が1名以上配置されているときに算定。
科学的介護推進体制加算	利用者のADL・栄養・口腔機能・認知症等の情報を厚生労働省に提出するため算定。
処遇改善加算V(1)	介護業務に直接従事する職員(介護職員)の安定的な処遇改善を目的として、賃金改善や職場環境の整備のために必要なお金を国から事業所へ支給する制度です。